

未来

人権教育啓発シリーズ NO.1



今年度も人権教育だより「未来」を通じて、みなさんと共に人権について考えていきましょう。

一年間よろしくお願いいたします。

今回は、インターネット上の人権侵害について紹介します。どのような点に注意して利用すればよいのかを一緒に考えましょう。

どんなことが人権侵害につながるの？



SNSは、思ったことを気軽に投稿できたり共感できたりして、見知らぬ人とのコミュニケーションの輪を広げてくれる便利なものです。その一方で、気づかないうちに他人への誹謗中傷、無責任なうわさ、個人のプライバシー情報などを広げてしまうおそれがあります。

【注意しなければならないことは・・・？】

他人の悪口や差別的内容を書き込まない。あおらない。

根拠のないうわさ話は書き込まない。シェアしない。

他人が写っている写真、連絡先、住所を無断で載せない。

そんな... 俺はみんなの書き込みを拡散させただけ
俺が直接悪口を書いたわけじゃないのに...
名誉毀損罪
侮辱罪
損害賠償
業務妨害罪
慰謝料請求
などなど...



上のようなことをすると、名誉棄損罪や侮辱罪などに問われたり、高額な慰謝料を請求される可能性があります。侮辱罪については、令和4年7月からより重い罰が下される法となりました。

お互いの顔は見えなくても、SNSの向こう側にいるのは私たちと同じ心を持つ一人の人間です。もし、自分が同じことを言われたらどう感じるか、投稿する前によく考えましょう。誰かが投稿した内容に、何も考えずに同調したり、拡散したりしていませんか。あなたのその行為が知らず知らずのうちに、他人を傷つけているかもしれません。相手が芸能人や有名人であっても、SNS上での誹謗中傷は許されません。ルールやモラルを守り、SNSの正しい利用を心がけましょう。もしも自分が被害を受けた時は、一人で悩まず、信頼する人や公的な相談窓口で相談しましょう。また、ネットで誹謗中傷などの被害を受けた人を救うために発信者の情報を明らかにできる制度として、「プロバイダ責任制限法」がつけられ、令和4年10月から実施されています。私たち一人ひとりがインターネットによる人権侵害の防止を意識することで、インターネットをより安心して利用できる社会にすることができるのではないのでしょうか。

